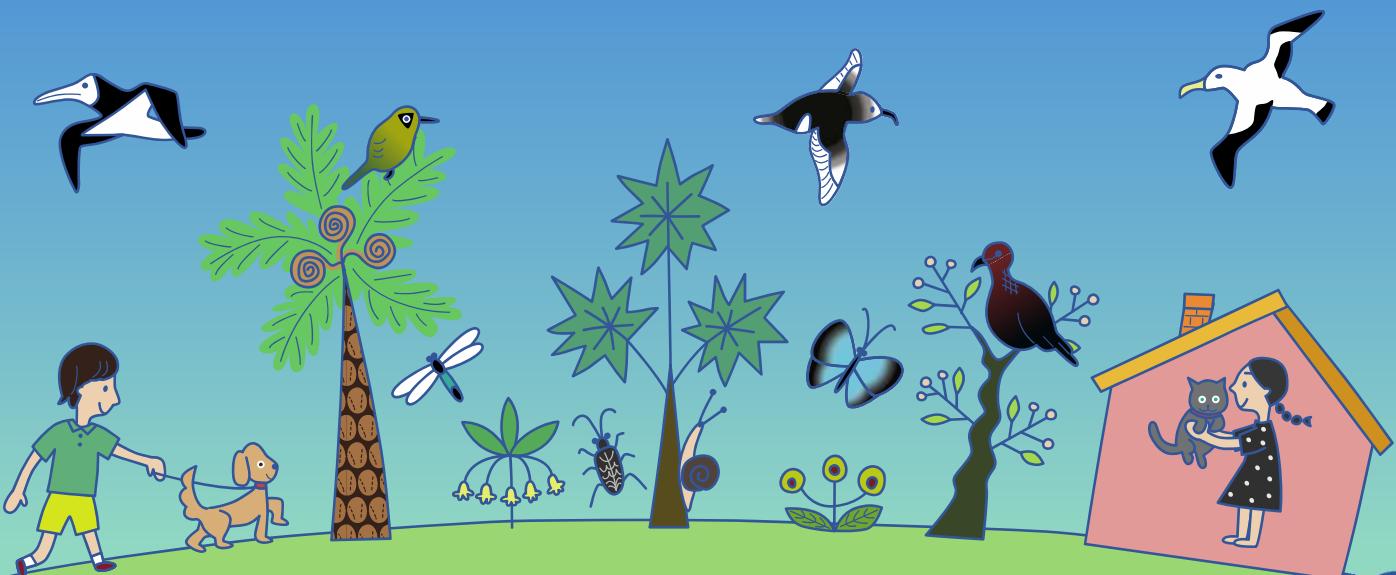
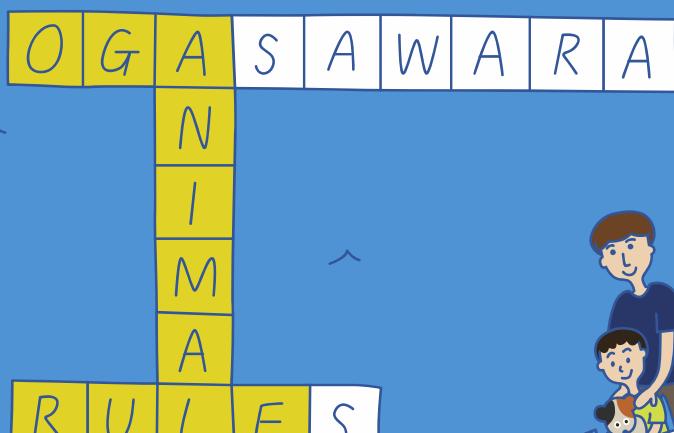


人とペットと野生動物が  
共存できる島になるための

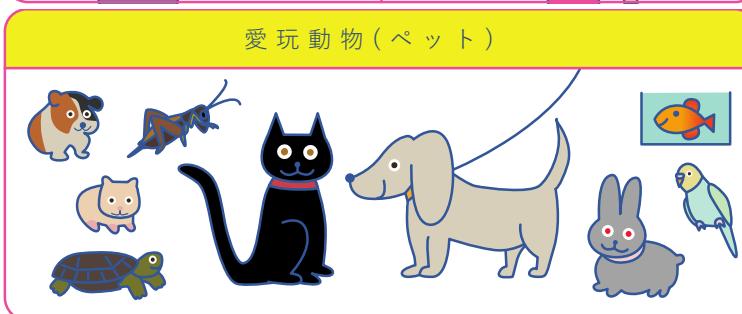
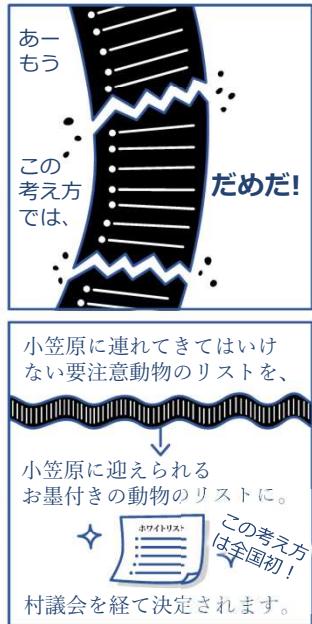
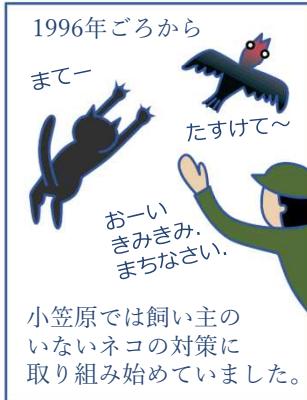
# 4つのオガニマルール



小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例







# 4つの オガニマルルール

1

## 正しく飼って、逃げないようにしよう。

→ 第4条（村民等の責務）、第5条（飼い主の責務）、  
第9条（愛玩動物の適正飼養の義務）、第10条（愛玩動物の遺棄の禁止等）

大切な家族である  
ペットの暮らしを守る  
8つのポイントです。



村内でペットを飼う人(仕事・観光で滞在する人も含む)

村で長期間ペットを飼う人



※ 30日を  
超える場合。

村で短期間ペットを飼う人



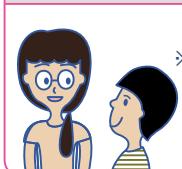
※ 30日  
以内の場合。

ペット以外の動物を飼う人



※ 村内に  
いる場合のみ。

その他の人  
(一時的に滞在する人も含む)



※ 動物を  
飼って  
いない  
人も含  
みます。

### 逃がさないようにしよう

小笠原の生態系を守るために一番重要です。  
ペットを外に放したり、逃したりしないよう  
にしましょう。



万が一、  
逃げてしまった  
場合には、自身で捜索するとともに、村役場  
環境課、または母島支所へお知らせください。

### みだりに餌やりを しないようにしよう

自分のペット  
以外の動物に  
は、みだりに  
餌付けをしな  
いようにしま  
しょう。



### ペットのことをよく 理解しよう

ペットのこ  
とをよく理  
解し、周囲  
の人に迷惑  
をかけないよ  
うにするとともに、  
ペットの健康・安  
全を守りましょ  
う。



### 清潔にして あげよう



ペットのふんなど  
は適正に処理し、  
害虫の発生を防止  
しましょう。

### さいごまで飼おう



ずっと  
いつしょだよ。  
ペットを生涯に  
わたり飼いつづ  
けましょう。  
もし飼うのがむ  
ずかしくなった  
場合は、信頼で  
きる人に譲渡し  
ましょう。

### ペットが、どこのだれか、わかるようにしよう

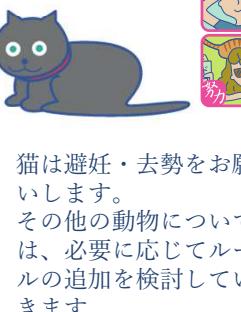
飼い主として自覚と責任を  
もつとともに、万が一、逃  
げ出したときに、野生動物  
と区別したり、見つけやす  
くするため個体認識がで  
きるようにしましょう。



猫はマイクロチップ、犬は狂  
犬病予防法に基づく鑑札、注  
射済票の装着をお願いします。  
その他の動物については、  
必要に応じてルールの追加を  
検討していきます。

### 管理できない繁殖はやめよう

管理能力を超えた繁殖  
により正しく飼えなくな  
ったり、逃げ出した  
ときに野外で繁殖した  
りすることを防ぐよう  
にしましょう。



猫は避妊・去勢をお願  
いします。  
その他の動物につ  
いては、必要に応じてル  
ールの追加を検討してい  
きます。

### 決められた頭数で、大事に飼おう



ネコ  
5頭  
まで



イヌ  
4頭  
まで



ウサギ  
モルモット  
ハムスター  
検討中



多頭飼いによる飼育崩壊や、逃げられるリスクを減らすため、  
一世帯内のペットの上限数を守りましょう。

このルールは  
令和3年4月に  
先行スタートしました。

基本的なルールとして、  
今一度ご確認ください。



動物を飼う全ての人が、共通のルールやマナーをもつことで、  
人もペットも野生動物も幸せに暮らせる環境を目指します。

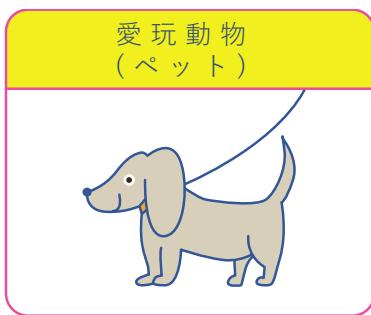
個体識別および繁殖制限は、「村で短期間ペットを飼う人」は努力義務となります。

# 4つの オガニマルルール

2

## 登録しよう。

→ 第8条(愛玩動物の飼養登録の義務等)



# 4つの オガニマルルール

3

## 持ち込むとき、申告しよう。

→ 第7条(動物の持込み申告の義務)

対象となる方は  
こちらの  
みなさんです。



ペットを飼う人(仕事・観光で滞在する人も含む)

村で長期間ペットを飼う方



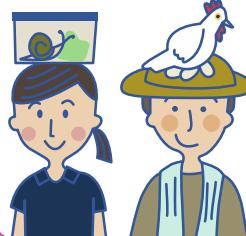
※30日を  
超える  
場合。

村で短期間ペットを飼う方



※30日  
以内の  
場合。

ペット以外の動物を飼う人



※所在は  
村内外問  
いません。

小笠原に動物を持ち込む場合、  
動物の種類と数などについて、  
申告が必要です。



申告書、誓約書を記入して  
提出してください。



ペットかそれ以外の  
動物か、確認します。

ペットの場合、登録が必要  
になる場合があります。将来的  
には、持ち込みが認められてい  
ない動物につきましては、  
原則おせています。



一緒におが丸に  
乗って連れてくる  
予定です。

船に乗る日までに申告  
をお願いします。

どこでできますか?

小笠原村役場です。  
郵送でもできますよ。

養蜂用のハチを持ち込み  
たいんですが。

申告していただけ  
れば大丈夫です。

どのように申告す  
れば良いですか。

申告の方法は、  
おがさわら丸で持ち込む  
場合と同じです。

持ち込んだペットを適正に管理  
できていない場合には、速やかに  
島外へ搬出するよう指導させて  
いただくこともあります。

小笠原の  
生態系を  
守るためだね。

このルールは令和4年度以降にスタート予定です。

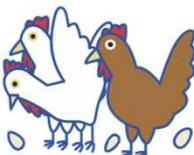


小笠原に持ち込まれる  
動物の状況について、  
村で正確に把握できれば、  
過度な制限をかけること  
なく、今後もペットを  
持ち込んでいただけます。

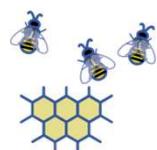
ウサギさん、  
いいですよー。

### ペット以外の動物の例

農業、畜産業、水産業に関わる全ての動物



養鶏用のニワトリや、



養蜂用のハチなど。

引き続き持ち込みが認められます  
が、持ち込み時の申告および  
逸走防止にご協力ください。

学校教育、生態系保全などを目的に飼育される動物



オガサワラシジミや、



世界遺産センターの  
カタマイマイなど。

# 4つの オガニマルール

4

## 持ち込める種類を確認しよう。

→ 第6条(愛玩動物の持込みの制限)



ペットを飼う人(仕事・観光で滞在する人も含む)

村で長期間ペットを飼う方



※30日を超える場合。

村で短期間ペットを飼う方



※30日以内の場合。



これらの情報をもとに、「連れて来ていけない動物種(ブラックリスト)」ではなく、「小笠原に持ち込んでも問題がない動物(ホワイトリスト)」を選定します。



このルールは「登録」、「申告」の施行を経て、段階的にスタート予定です。

既に島内で飼っている動物や、島内で捕獲した動物は、登録を済ませることで、全て飼い続けることができます。



### オガニマルールを支える仲間

● 行政  
みんなにルールの目標や内容を説明しつつ、関係機関等で協力してルールを推進します。

● 専門家  
ルールがうまく機能しているかの確認や、ホワイトリストを検討する際に助言をもらいます。

● 獣医師  
適正飼養指導、避妊去勢手術、マイクロチップ装着など、ルールを実行する際の強い味方です。

● ペットを飼う方  
「飼い主の会」に入り、飼い主さん同士の連携・協力を強化して、ルールを支えていきましょう。

● ペットを飼っていない方  
動物に安易に餌付けしないなど、ペットを飼っていないなくてもルールの徹底にご協力ください。



山田さんの相談

Q

飼い主として覚えること、やるべきことがたくさんあって、対応が追いつくかどうか不安です。オガニマルールはいつから始まるんですか？

A

オガニマルールは、少しづつ順番に導入していきますので、ご安心を。まず、令和3年度は「正しく飼って、逃げないよう」にしよう」と「登録しよう。」が始まりました。

佐藤さんの相談

Q

今、うちでは、猫とカメを飼ってるんだ。猫は、ネコ条例のルールですでに村に登録しているよ。カメは、ホワイトリスト候補に入ってるみたいだけど、今後どうすれば良いの？

A

まず、猫について、以前のネコ条例にご登録いただいたいれば、新規登録は不要です。カメは、登録申請していただければ、今後も飼い続けて大丈夫ですよ。

川口さんの相談

Q

今度、ペットと一緒に、小笠原へ移住予定です。「飼い主の会」という会があると聞いたのですが入会するには、どうしたら良いですか？移住後すぐに入会できますか？

A

「飼い主の会」では、メーリングリストを使って、様々な情報交換をしています。まずはお気軽にご連絡ください。  
Email : [oqasawarapet@gmail.com](mailto:oqasawarapet@gmail.com)

松村さんの相談

Q

オガニマルールってなんだか難しいわね。ルール違反をした場合、ペットを取り上げられたり、罰金を取られたりすると聞いて、心配だわ。

A

今までどおり、ペットを大切にしてもらえば大丈夫です。また、ルール違反をしている方には、ルールを丁寧に説明します。「村外搬出」や「過料」等は、それでもご協力いただけない場合の、最終手段です。



## 問合せ先

小笠原村環境課

TEL: 04998-2-2270

〒100-2101 小笠原村父島字西町

<https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/kankyo/>

発行：  
令和3年5月

絵・デザイン：  
羽馬有紗